

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略
～マーケットイン輸出への転換のために～

令和2年11月30日

令和3年12月21日

令和4年5月20日

農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 ～マーケットイン輸出への転換のために～

1. はじめに

日本の農林水産物・食品の輸出額は、2012 年の約 4,497 億円から倍増し、2021 年には、1 兆円を突破した。背景には、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本の農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加等を通じて日本の農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化がある。その中で、国内の農林水産事業者を中心とする関係者が様々な形で輸出事業に取り組み、成果を挙げつつある。

この間、政府は、農林水産業・地域の活力創造本部に置かれた農林水産業の輸出力強化ワーキンググループにおいて、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月）を取りまとめた。また、~~2019 平成 31~~ 年 4 月には、農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）を設置し、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に基づき政府一体となって輸出先国・地域との規制に係る協議等を行う体制を整備するなど、輸出促進の取組を進めてきた。

さらに、これまでの輸出拡大の成果を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という輸出額目標を設定した。この目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。本戦略は、こうした認識の下、農林水産事業者の利益の拡大を図るとともに、輸出の拡大を実現するため、2020 年 12 月に、農林水産業・地域の活力創造本部で決定されたところである。

今回、関係閣僚会議の議論を踏まえ、主要な輸出品目の生産から販売に至る事業者が協力して輸出に取り組む団体の認定制度の創設などを行うため、第 208 回国会（令和 4 年常会）に提出した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立したこと等を受けて、2022 年度に実施する施策及び 2023 年度以降の実施に向け検討する施策に

ついて本戦略を改訂し、その方向を決定する。

2. 輸出拡大実行戦略の基本的な考え方

日本の農林水産物・食品の輸出割合は他国と比較しても低く、国内市場依存型となっているため、これまでの輸出事業は、生産者が国内市場向けに生産した產品の余剰品を、輸出できる国だけに輸出するビジネスモデルが主流であった。しかし、こうした輸出事業では、そもそも日本の農林水産物・食品への認知度が低く、しばしば日本人と異なる嗜好を持つ海外の消費者に求められる產品は限られる。海外現地での販路も、現地が要求するスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供できなければ一般小売店の棚を確保できないため、日本の農林水産物・食品を積極的に調達しようとする日系・アジア系の小売店・外食等に限定されているのが実態である。さらに、輸出先国・地域の衛生検疫規制や規格基準に合わない產品は全く輸出できないため、潜在的なニーズはあって多くの產品が輸出できていない。世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、輸出増のポテンシャルは高いものの、こうした壁を打破し、海外市場に商流を拓き新たな稼ぎ方を常に模索し続けなければ、拡大する海外市場に広く浸透していくことは困難である。

したがって、今後、**日本の**農林水産物・食品の輸出拡大を加速する上で最も必要なことは、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の產品を専門的・継続的に生産・輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制の整備である。換言すると、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に徹底的に転換する必要がある。

この認識の下、本戦略では、次の3つの基本的考え方に基づいて政策を立案・実行する。第一に、日本の強みを最大限に発揮すること、第二に、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しすること、第三に、省庁の垣根を超えて政府一体として輸出の障害を克服することである。

3. 基本的な考え方に基づく具体的施策

(1) 日本の強みを最大限に発揮するための取組

農林水産物・食品の輸出が多い、いわゆる輸出先進国では、その国が強みを持つ品目について、生産から販売までの幅広い関係連事業者によって組織化された「品目団体」が存在し、業界が一体となって、対象品目の輸

出促進に向けたプロモーション、ブランド化、品質向上のための基準作成等を行っている。

また、農産物貿易の専門部署を設置し、専門スタッフを主要な輸出先国・**地域**の大使館内又は独自の海外事務所に配置するとともに、専門的知見を有するローカルスタッフを海外事務所に長期に配置することで、品目団体等に対して継続的な支援を実施している。

他方、日本の輸出品目は、加工食品を中心に多岐にわたっており、それぞれの輸出額は小さい。これは、日本の農林水産物・食品の輸出が「国内市場向け產品の余剰品を輸出する」事業にとどまり、マーケットインによる輸出の体制が整備されていないためである。今後の輸出拡大に当たっては、海外で評価される日本の強みがある品目を中心に輸出を加速させ、その波及効果として、全体の輸出を伸ばすことを目指すべきである。このため、日本の強みを有する品目として選定した輸出重点品目について、品目毎のターゲット国・地域への具体的な輸出目標の達成に向けて、政策資源を重点的に投入する。

①輸出重点品目と輸出目標の設定

○ 海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、**関係者が一体となった輸出促進活動が効果的ない**品目として、以下の28品目を**輸出**重点品目に選定した。各品目の輸出目標は、別表1にまとめた。なお、輸出重点品目以外でも、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けるなど、輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地・事業者には引き続き適切な支援を行っていく。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏肉	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
鶏卵	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。

果樹（りんご）	甘くて美味しい、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
果樹（ぶどう）	
果樹（もも）	
果樹（かんきつ）	
果樹（かき・かき加工品）	
野菜（いちご）	
野菜（かんしょ等）※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく、香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒（日本酒）	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う

	食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本產品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜（たまねぎ等）についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

②~~輸出~~重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化

- ~~輸出~~重点品目毎に、海外の市場動向や輸出環境等を踏まえ、輸出拡大を重点的に目指す主なターゲット国・地域毎の輸出目標を設定し、現地での販売を伸ばすための課題とその克服のための取組を明確化した。~~輸出~~重点品目別の輸出目標、ターゲット国・地域、国・地域別輸出目標及びその手段については、別表1にまとめた。

③品目団体の組織化及びその取組の強化

- 第208回国会（令和4年常会）において改正された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「改正輸出促進法」という。）に基づき、本戦略で定める輸出重点品目について輸出促進法を改正し、~~主要な輸出品目毎に~~、生産から販売に至る関係事業者を構成員とし、当該品目についてオールジャパンによる輸出促進活動を行う体制を備えた団体を、~~する農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）~~（いわゆる品目団体）として速やかに認定することを目指す。~~を認定する制度を創設し、当該団体による輸出拡大戦略の作成、輸出先国・地域でのニーズ調査、海外拠点の設置、販路開拓、輸出促進のための規格の策定、ブランディング、一元的な相談窓口の設置等の取組を推進する。また、国がこれらの取組に対し、立ち上げ後の一定期間を支援し、法律に基づき認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）」という。）の存在価値を高める。~~
- 認定を受ける団体は、オールジャパンとして活動することが求められるため、当該品目について全国で1つの団体を想定する。
- 認定を受けた団体（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体」という。）は、輸出先国・地域の市場・輸入条件等の調査、商談会や見本市へのオールジャパンによる参加や、ジャパンブランドを活用し

た広報宣伝等による需要開拓、新しく輸出に取り組む事業者への情報の提供や助言等の業務を行い、業界一体となって当該品目の輸出拡大に取り組む。

- 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、鮮度保持に必要な温度管理、輸送時の腐敗防止技術の実証・普及、輸送効率化に向けた包材等の輸出拡大に効果的な業界規格の策定に積極的に取り組む。また、将来的には、販路開拓を直接現地で実施する海外拠点の設置等、必要な取組を業界関係者とともに検討し、積極的に実施するよう努めることとする。
- 認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）には、~~業界の輸出促進活動の中心となることに加え~~、将来的に自主財源を増加させ、国では行えない細やかな業界支援を行うことも期待されている。このため、認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）は、会員の増加に加え、輸出のための取組を行う事業者から拠出金を收受し、輸出促進の環境整備に充てる会員等を対象とした任意のチェックオフの導入実施も含め自主財源の増加に取り組むよう努めるとともに、国は、他の輸出先進国の義務的チェックオフ制度なども参考にしながら、引き続き財源の充実強化について検討する。

④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化

- ~~主要な輸出先国・地域において~~、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成する。輸出支援プラットフォームでは、現地で食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして速やかに雇用・確保活用し、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する。まずは、2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げ、順次、市場として有望な重点都市に設立する。
- 輸出支援プラットフォームは、現地展開している事業者や現地の日本食レストランなどと「輸出支援プラットフォーム協議会（以下「協議会」という。）」を設け、協議会と協力して以下の取組を実施する。
 - ア 輸出先国・地域の規制、消費者の嗜好、ニーズなどを「カントリーレポート」としてまとめ、輸出を目指す事業者に必要な情報を

提供

- イ 協議会を中心に「ジャパンウィーク」を開催するなど現地主導でのプロモーションを推進したり、地方公共団体によるプロモーション活動を把握し、輸出支援プラットフォームの現地ネットワークを活用して、オールジャパンでのプロモーション戦略を立案
- ウ 輸出先国・地域に輸出のための現地法人などの拠点を設ける事業者を、現地広告代理店と連携した効果的な広告や販促ツールの提供、現地法律事務所と連携した法的アドバイスの提供等を通じて支援
- エ 日本食レストランが増え、経営の多国籍化、ローカライズ化が進む現状を踏まえ、日本食レストラン等と連携して、日本食の普及や日本の農林水産物・食品の利用促進につながる取組を推進
- オ 現地法律事務所、調査会社等を現地パートナーとし、現地市場・小売店における日本産食品の模倣品の調査や侵害対策を実施重点都市を核とする戦略的サプライチェーンを構築するため、輸出支援プラットフォームにおいて新たな規制や消費者の動向を取りまとめたカントリーレポートを作成するほか、輸出産地との間の商流づくりや現地レストラン等の組織化を支援し、現地発の自主的な活動を強化する。
- 主要な輸出先国・地域を対象に、在外公館への農水アタッシェの配置の強化と農林水産省からJETRO、日本台湾交流協会等への委託によりJETRO海外事務所等における農林水産物・食品貿易担当官を配置し、その機能を強化する。
- 農林水産物・食品輸出本部は、輸出支援プラットフォームを活用し、輸出先国・地域の規制等に係る情報収集や現地消費者ニーズ等の海外市場分析を行い、分かりやすいポータルサイトを立ち上げるなどして、輸出産地・事業者に提供する。

主要な輸出先国・地域	プラットフォーム設置都市候補
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
EU	パリ
	ブリュッセル又はアムステルダム
ベトナム	ホーチミン

シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
中国	上海
	北京
	広州
	成都
香港	香港
台湾	台北

⑤ J E T R O ・ J F O O D O と ~~認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等の連携~~

- J E T R O は、2021 年 10 月に設立した運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、~~今後も認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等との意見交換を継続し、連携する。~~
- ア ~~認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等が必要とするターゲット国・地域の消費者ニーズ、商慣行、規制等に関する情報を提供するとともに、認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等からの委託により更なる詳細調査を実施する。~~
- イ ~~認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等の国・地域別戦略及び事業計画に基づき、海外見本市への出展や海外商談会の開催、国内商談会や産地へのバイヤー招へいなど、認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等が主体となった販路開拓への支援を強化する。~~
- ウ ~~輸出重点品目のターゲット国・地域において、日本産食材サポート店や現地輸入商社、現地系流通に精通しているブローカーなど現地パートナーと連携しつつ、現地の商流構築活動の支援を強化する。~~
- エ ~~輸出産地の要望も踏まえた上で、輸出診断、海外市場情報の提供、個別相談、ウェブマッチングなど、実状に応じたハンズオンの支援を貿易情報センター等を通じて行うとともに、ターゲット国・地域のオンライン市場の動向等を分析して情報提供するとともに、E C サイトへの出品方法のアドバイスなどを行う。~~
- J F O O D O は、ターゲット国・地域において海外現地の体制を強化し、拡大する海外市場の消費者向けに日本の農林水産物・食品の魅

力を効果的に伝え、導入・消費につなげる役割を果たす。

ア〇 ~~JFOODO~~は、認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等のマーケティング戦略の策定・実施を支援するとともに、認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等と連携したオールジャパンでのプロモーションを複数年にわたり継続的に実施し、その効果を最大化させるする。

イ ~~また、我が国の日本の農林水産物・食品の価値が輸出先国・地域の消費者に正しく理解され、価値にふさわしい対価で取引される環境醸成（マーケットメイク）に取り組む。~~

ウ 現地ニーズに合わせ複数の輸出重点品目を組み合わせたプロモーションを進めるなど、品目横断的な取組についても展開する。

エ 「日本食ポータルサイト」の構築・充実化を図り、日本の食文化の発信体制を拡充することにより、更なるマーケットメイクに向けて、日本産食品の価値を発信する。

⑥日本食・食文化の情報発信

○ 日本の食文化は世界に誇る文化遺産であり、外務省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁は、認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等の活動と連携した海外の消費者への日本の食品の調理方法、食べ方、地域の文化とのつながりの発信等を進め、インバウンドの促進と連携した訪日外国人への日本の食や食文化の理解・普及を図ることにより、日本の農林水産物・食品の市場を拡大する取組を支援する。

(2) マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し
「プロダクトアウト」から「マーケットイン」への転換には、リスクを取って輸出向け產品の生産・輸出にチャレンジする事業者が不可欠である。

しかし、現在は、輸出向けの生産を行う産地・~~や~~事業者は少数であり、一部の事業者がマイナーな商流で輸出事業を行っているのが実態である。結果として、大ロットでの取引や海外の小売棚の長期確保は難しく、流通コストも高くなっている。この背景には、「~~輸出先国・地域海外~~の規制やニーズに対応する生産を行うには試行錯誤が必要であり、短期的には収入増につながらない」との事業者の声がある。したがって、自らリスクを取って、~~輸出先国・地域海外~~の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出

に取り組む**産地**・事業者**や産地**等に対して、重点的な支援・環境整備を行う。

また、JAグループなどの農林漁業者団体は、自ら目標等を設定しつつ、輸出促進に主体的に取り組み、農林水産省は、これに助言を行う。

①リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

- 農林中央金庫等が中心となり、リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押しし、投資を拡大するため、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。)に基づき、輸出に取り組む事業者の現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合(LPS)の組成をはじめとした、民間金融機関等の参画を推進する。
- マーケットインでの輸出に向けて、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。)を活用し、投資事業有限責任組合(LPS)の積極的な組成を図るとともに、アグリビジネス投資育成(株)等の投資主体による海外現地法人等への出資を促進する。
- 農林水産物・食品の輸出については、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有する。このようなリスクに対応するため、改正輸出促進法に基づき新たに措置する(株)日本政策金融公庫の貸付け(農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称))や債務保証(スタンダバイ・クレジット)による長期・低利の設備資金、長期運転資金、海外展開に必要な資金等の積極的な活用を推進し、輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者等の育成を図るなど輸出事業者のチャレンジを後押しする。輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者等に対する新たな制度資金(農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称))の創設や、民間金融機関からの借入れに対する債務保証に係る事業者の負担を軽減するための支援について検討する。
- 新たに措置された輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例(割増償却)の積極的な利用を推進する。
- また、日本貿易保険(NEXI)が2022年4月に実施した、農林水産物・食品輸出向け「簡易通知型包括保険」利用の要件緩和を踏まえながら、輸出事業者の貿易保険の活用をより推進する。の活用をよ

~~り推進するとともに、輸出ニーズに合致した保険商品の充実、手続の簡素化を検討する。~~

②マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開

- 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した產品を、求められるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供するとともに、農林水産事業者の利益につなげるため、リスト化した主として輸出向けの生産を行う輸出産地（都道府県や業界団体等を通じて産地の意向を踏まえた結果、これまでに28の輸出重点品目で合計1,192287産地・事業者を公表。）に対して、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援する。また、水田を転換した園地や畠地を活用し、果樹や野菜等高収益作物の輸出産地の育成・展開を図る。輸出産地・事業者とは、①加工処理しない一次產品はその生産地（生産地と連携する輸出事業者を含む。）、②主原料生産地と加工施設が紐付いた加工食品は当該生産地及び加工施設・輸出事業者（輸出産地毎に、生産・流通・輸出販売に取り組む関係事業者が連携したコンソーシアムを含む。）、③製造地に地域性がある加工食品は製造地及び製造・輸出事業者を指す。なお、主原料生産地・製造地ともに地域性を持たずに輸出に取り組む事業者がいる場合には、当該事業者を輸出の担い手と位置付け、事業者間で連携した輸出の取組を促進する。
- ~~リスト化された輸出産地・事業者は、令和3年度中を目途に、輸出事業計画を必要に応じて策定するとともに、当該事業者の輸出の目標と、目標達成のための課題を明確にし、政府はその目標達成のための支援を行う。~~
- ~~より効果的な支援策につなげていくため、政府が行っている農林水産物・食品の輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出事業計画とリンクさせる方向で検討する。~~
- 畜産物などについて、主要産地のコンソーシアム化を進めるとともに、コンソーシアムが認定農林水産物・食品輸出促進団体等品目団体と連携して、商流の構築や拡大、産地の特色を活かしたブランディング、加工食品など新商品の輸出促進等に取り組む。
- 輸出が農林漁業者等を始めとする地域の事業者の利益につながっていくことが重要であることから、事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討する。

- 地方農政局等に食品事業者企業や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどマーケットイン輸出に向けた産地の育成を支援する。また、農林水産省輸出・国際局にも専門人材を配置し、伴走型で支援を行う。
- 輸出産地・事業者の育成や支援に有効なGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）については、会員が6,000を超える中で、輸出に対する経験・規模には大きな格差があるため、GFPがマーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成に重要な役割を果たしてきていることを認識し、多様化する輸出事業者のレベルに応じたサポート、認定農林水産物・食品輸出促進団体や輸出支援プラットフォームとの連携などの機能強化を図るとともに、継続的・安定的に活動できる運営体制あり、登録メンバーの経験・規模に応じて有効な支援が行えるよう、支援体制の在り方を検討する。

また、GFP業務を通して得られた事業者の知識や経験の横展開、多様な事業者の創出、事業者支援を拡充する。

- 農協系統は取扱量が大きいが、輸出向けの生産を担う者が明確でなく、産地登録などに能動的に対応できていないことに加え、組合員の高齢化が進み、将来にわたる安定的な出荷が困難であったり、流通・販売体制が国内供給向けに構築されているため輸出に向けた物流が十分対応できないなどマーケットインの輸出への課題が多いが、農協系統が取り組む輸出に特化した生産体制や流通販売ルートの確立など、輸出にチャレンジする単協や組合員の取組を支援する。

③大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築

- 輸出先国・地域のニーズや規制に対応する産地が連携して取り組む大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、農林水産省と国土交通省との連携の下、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」で整理した事項を実施するため、以下の措置を講じる。

ア 設備投資の促進

輸出物流の構築に必要な設備投資を促進するため、輸出事業計画に施設設備計画を追加し、認定された計画に基づき行う施設等の整備に対し創設した、新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））の創設や所得税・法人税の特例（割増償却）の積極的な周知により利用を推進する措置する。

また、農林水産省と国土交通省が連携し、輸出産地・事業者が港湾を活用した輸出をさらに促進するため、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援する。

イ 輸出物流の強化

大ロット化の推進や輸送による品質の劣化防止の観点から、輸出物流ネットワークの構築に向けた取組を進めるとともに、鮮度保持・品質管理や物流効率化を図るために必要なパレット化に適した外装サイズやコード、日本式コールドチェーン物流サービス等の規格化・標準化を進める。**認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体**が、物流効率化や品質確保に向けた包装資材・保管技術の開発・実装等の取組や具体的な規格等の作成などを行えることとし、国は、これを支援する。さらに、大ロットで取引されている品目に対応した効率的な輸送方法について検討する。

④輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

- 我が国の農林水産事業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドライン（令和4年3月）を令和3年度中に作成し、令和4年度から、ガイドラインに沿って活動を行う事業者に対し、重点都市に設立する輸出支援プラットフォームを活用して、現地のビジネス慣習や法規制等に関する専門的知見について、輸出先国・地域において、アドバイスを行う支援体制を整備する。
- 海外現地法人を設立し、設備投資等を行う場合の資金供給を促進するとともに、投資円滑化法に基づき、輸出に取り組む事業者の海外現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LPS）の組成による資金供給の促進に取り組む。

(3) 省庁の垣根を超える政府一体として輸出の障害を克服

マーケットイン輸出への転換に当たっては、海外現地での情報収集や売り込み、輸入規制等に係る政府間協議、食品安全管理、知的財産管理、流通・物流整備、研究開発など様々な関連分野で、政府による環境整備が不可欠である。例えば、海外でニーズがあるにも関わらず、日本からの輸入が規制されている、**輸出先国・地域海外**の規制に対応する国内の加工施設が少ない等の理由により輸出できない产品は依然として多い。また、輸出先国・地域における規制措置は強化される方向にあり、国内事業者がその

都度対応を求められることがある。さらに、優れた產品を有しているにも関わらず、植物品種や家畜遺伝資源が流出し、海外事業者が利益を享受して、国内事業者の利益につながっていないケースもある。こうした輸出の障害を克服するため、政府一体で取り組む体制の整備を含めた取組を効果的に推進する。

①輸出先国・地域における輸入規制の撤廃

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制については、2021年にイスラエル、シンガポール及び米国で規制が撤廃されたところであり、規制撤廃に向けて国内手続を開始した英國を含め、規制を維持している14の国・地域における規制の早期撤廃に向けて、外務省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁が農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となって、各国・地域に対し、あらゆる機会を捉え、より一層働きかけていく。
- また、**輸出重点品目**を中心に、規制導入に関する情報を現地で早期に収集し、国内に提供する体制を整えるとともに、輸出の障害となる輸出先国・地域の規制の撤廃等に向け、農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となって協議を行う。特に市場規模が最も大きい中国について、あらゆる機会を捉えて、放射性物質に係る輸入規制の撤廃や牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大等を目指す。

②輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- 改正輸出促進法に基づき、国の登録を受けた民間検査機関（登録発行機関）による輸出証明書の発行が認められるよう関係国との協議を推進する。~~輸出に際し、輸出先国・地域から衛生証明書等の輸出証明書の発行を求められるケースが増えている中、輸出先国・地域との交渉を通じて民間検査機関が輸出証明書の発行を行うことができる場合も出てきていることから、輸出促進法を改正し、登録発行機関（仮称）による輸出証明書の発行の規定を置くことを検討する。~~
- 輸出物流の効率化・高度化を図り、地方の港湾・空港を活用するため、ワンストップで輸出が行えるような手続の仕組みを検討する。
- 輸出証明書発行給の電子化について、当面の取組として、現在電子メールで輸出証明書の送付を行っている事例を他の国・地域でも適用できるように、輸出先国・地域に働きかけるとともに、オンライン

で完結される手続の1つとして、証明書発行手数料のオンライン納付の仕組みを検討する。

- 中国において、輸入される食品の製造等を行った事業者企業の登録を求める企業登録に関する規定が2022年1月から施行されたが予定であることを踏まえ、引き続き、対象品目について、中国政府に対し速やかな企業登録を行うとともに、規定の詳細について調整及び照会を進めながら、事業者に適切な情報提供を行い、中国向け輸出に混乱が生じないよう対応する。
- 植物検疫の輸出検査事務について、輸出事業者の多様なニーズに応じた輸出検査の実施を可能とするため、国際基準で認められ、諸外国でも行われている手法である第三者機関の活用を可能とすることを検討する。
- 規制の撤廃等に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先国・地域の基準に適合した施設認定等の進捗状況を踏まえつつ、輸出促進法に基づく実行計画の見直しを行う。
- あわせて、海外の残留農薬等の基準に対処できるよう、当該基準に適合した防除体系や有機栽培への転換等を進めるほか、減農薬栽培や天敵農薬といった技術、抵抗性品種等の開発を推進するとともに、これらの研究開発に資するよう品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題の把握を行う。
- 世界的にオーガニックなどの持続性に配慮した食品の需要が高まっており、令和3年5月に決定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、世界的に持続可能な社会への意識が高まり、多くの消費者が環境に優しい产品を求める中、各国とも化学農薬等の使用削減や有機農業の拡大等に力を入れているため、マーケットインの発想に基づき、「みどりの食料システム戦略」、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」（令和4年法律第37号）に基づく取組を進め、海外の消費者が求める有機食品等へのニーズに戦略的に対応していくとともに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を2050年までに25%（100万ha）に拡大し、有機產品の供給を増大する。
- また、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を

~~追加する方向で検討するとともに、JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉（同等性交渉）を進める。）~~

- 海外における日本のブランド產品の模倣品等の流通を防ぐため、国内におけるG I登録申請の促進に加え、中国とのG Iの相互保護の枠組みづくり等の相互保護に係る交渉を進める。

③輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援

- 輸出先国・地域の規制に対応するためのH A C C P対応施設などの整備目標（別表2）の達成に向けて、計画的な施設整備に対する支援を行うとともに、厚生労働省及び農林水産省が連携し、輸出促進法に基づく適合施設の認定を迅速に行う。また、個々の施設整備は、各輸出産地が認定を受ける輸出事業計画に反映し、施設整備を具体的な輸出につなげる。
- 加工食品の輸出対応に必要な製造ラインの構築や機器整備、トレーサビリティ確保のためのIT化等に必要な設備投資を促進するため、輸出事業計画に施設設備計画を追加し、認定された計画に基づき行う施設等の整備に対し創設した、新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））の創設や所得税・法人税の特例（割増償却）の積極的な周知により利用を推進する措置する。
- 地域の中小食品事業者等企業については、単独では輸出先の発掘や大ロットの輸出、棚の確保を行うことが困難であるため、地域の食品事業者等企業の協業の推進により、このような課題の克服を目指す。このため、共同で輸出事業計画を策定し、関係者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を支援する。
- 加工食品の輸出の大きな障害である食品添加物規制については、引き続き、輸出先国・地域に対する食品添加物の認可申請を支援するとともに、早急に輸出を増加させる観点から、輸出先国・地域の規制に合った食品添加物の代替利用を促進するため、現状把握や代替品の調査を行うとともに、食品添加物規制に対応した新商品の開発を支援する。
- 輸出先国・地域の食品添加物規制等に対応した加工食品の製造を促進するため、地域の中小事業者が連携して輸出に取り組む加工食品クラスターの形成を支援する。
- 第208回国会（令和4年常会）において改正された「日本農林規格

等に関する法律」(昭和 25 年法律第 175 号)に基づき、有機加工食品の JAS 規格に有機酒類を追加し、有機農産物加工食品について既に同等性を相互承認している米国や EU 等と有機酒類の認証の同等性交渉を進める。

④日本の強みを守るための知的財産対策強化

- 農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産について、「不正競争防止法」(平成 5 年法律第 47 号)の営業秘密を保護する枠組みを活用できるよう、~~令和 3 年度中に~~ 農業分野固有の取引慣行等を踏まえた営業秘密の管理方法等を整理した「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」の現場での導入・活用を促進するを作成する。
- 植物品種について、「種苗法」(平成 10 年法律第 83 号)に基づく登録品種の海外持出制限や登録品種の増殖の許諾制等を活用し、育成者権者による品種の適切な管理により海外流出防止を進めるとともに、海外での侵害に対しても権利行使ができるよう海外での育成者権の取得や侵害対策を支援する。
- 種苗法に基づく種苗の海外流出防止を実効的に実施するため、植物新品種の育成者権者の信託を受けて、育成者権等の知的財産権を管理・保護する育成者権管理機関の設立を検討する。
- 模倣品対策を効率的・効果的に行うためには、海外における知的財産権の確立などの積極的な対応と、出願状況や市場を監視し、冒認商標や模倣品を発見次第、必要な対策を適時的確に講じる対応の両面が必要になるため、輸出支援プラットフォームを活用し、輸出先国・地域の知的財産制度や司法制度に詳しい現地法律事務所などと契約し、継続的にかつ速やかな模倣品の監視・調査、排除等による知的財産保護の取組を強化する。
- 和牛遺伝資源について、「家畜改良増殖法」(昭和 25 年法律第 209 号)に基づき、~~2021 令和 3 年度に~~ 実施した全国の家畜人工授精所への法令の遵守状況に係る調査結果等を踏まえ、~~2022 令和 4 年度中に~~、立入検査の実施等により指導内容の徹底を図り、更なる流通管理の適正化を推進する。
- 日本の農林水産物・食品の輸出促進に資する JAS 規格を選定し、戦略的に国際標準化に取り組むなど、日本の規格・標準の国際標準化に取り組む官民の体制を強化する。

(4) 新たな取組を実現するための法制度の見直し

①輸出促進法等の改正

- 輸出促進法を改正し、以下の 1 から 4 までの内容を措置することを検討する。

1 農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の認定制度の創設

- ・ 輸出先国・地域でのニーズ調査やブランディングなどの市場の開拓等を実施する法人を申請に基づき認定する仕組みを創設する。認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）は、輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフも実施することができるることとする。
- ・ 輸出促進法に基づく基本方針の記載事項に、農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の支援の方針を位置付ける。

2 輸出事業計画に対する支援の拡充

- ・ 輸出事業計画の追加的記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を規定する。
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者が輸出事業を実施するために必要な資金の貸付けに関する株式会社日本政策金融公庫の業務の特例（資金使途の追加、長期の償還期限）等を措置する。

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国が登録した民間検査機関（登録発行機関（仮称））が輸出証明書の発行を行えるよう措置する。

4 輸出促進に関する基本方針の記載事項の追加

- ・ 農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の支援に関する事項を追加する。
- ・ JAS 規格の同等性承認の交渉及び GI の相互保護に関する事項を追加する。

- JAS 法を改正し、以下の内容を措置することを検討。

- ・ JAS 規格の制定の対象に有機酒類を追加し、同等性の承認を活用した有機酒類の輸出を拡大する。

- 認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）が同等性承認の交渉を求める場合の国の責務を明確化する。
- 外国政府に予め登録された登録認証機関に対し、事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関から提供される仕組みを導入する。

②農林水産物・食品の輸出拡大に関連した植物防疫法の改正

- 農林水産物・食品の輸出拡大に関連して、「植物防疫法」（昭和 25 年法律第 151 号）を改正し、輸出検疫が必要な植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の認定を受けた者（第三者機関）が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができる事とする。

③金融・税制による幅広い支援

- 輸出に特化した新たな公庫資金として、農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を創設し、認定された輸出事業計画に基づき行う輸出事業に必要な施設整備に加えて、長期運転資金や海外子会社への転貸に用途を拡充するとともに、償還期限を 25 年以内とする。
- 認定された輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）を措置する。

(4) (5) 国の組織体制の強化

上記の取組を実行するため、農林水産省輸出・国際局において、既存の施策の見直しも含め、輸出拡大のための施策を強力に推進するとともに、政府全体の司令塔組織である農林水産物・食品輸出本部の運用等を通じて、同局を中心として、輸出関連施策を政府一体となって実施する。

また、同輸出・国際局は、農林水産省の輸出関係予算を一元的に管理し、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に資するものとなっているかをチェックするとともに、輸出に向けた具体的な成果目標を設定し、その執行においては、具体的な輸出拡大につながっているか不断の検証と見直しを行う。

なお、組織として知見が的確に蓄積され効果的な施策が継続して実施されるような体制を整備するとともに、知見と専門性を有する職員を育成する。

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

品目別輸出目標

目次

牛肉 P 1
豚肉 P 2
鶏肉 P 3
鶏卵 P 4
牛乳・乳製品 P 5
果樹（りんご） P 7
果樹（ぶどう） P 8
果樹（もも） P 9
果樹（かんきつ） P10
果樹（かき・かき加工品） P11
野菜（いちご） P12
野菜（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜） P13
切り花 P15
茶 P16
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品 P17
製材 P18
合板 P19
ぶり P20
たい P21
ホタテ貝 P22
真珠 P23
清涼飲料水 P24
菓子 P25
ソース混合調味料 P26
味噌・醤油 P27
清酒（日本酒） P28
ウイスキー P29
本格焼酎・泡盛 P30

1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	297億円	1,600億円	<p>【共通の取組】</p> <p>①肉用繁殖雌牛の増頭、受精卵の増産・利用等の推進、②食肉処理施設の再編・改修等及び関係者が一堂に会した5者協議の促進による輸出認定施設の増加、③生産者・食肉処理施設・輸出事業者が連携して生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地ごとに構築し、輸出先国での現地プロモーション、商談等（B to B）を実施</p>
香港	51億円	330億円	消費者向け販促プロモーションの強化（B to C）、スライス肉・食肉加工品など新たな品目の輸出促進（加工品ロゴマークの作成）
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	和牛の認知度が低い地域におけるオールジャパンのプロモーション、eコマースの更なる促進、様々な部位も含めた輸出促進
E U	21億円	104億円	
中国	-	400億円	輸出再開（再開後、輸出認定施設数の増加）
その他※	158億円	343億円	和牛の認知度が低い地域におけるオールジャパンでのプロモーション、正しい和牛の知識の普及

※シンガポール、マカオ等

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数（モデル産地数）>

- 15産地（九州、北海道等の牛肉の主要産地）

<今後育成すべき国内産地>

- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が連携して生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

<食肉処理施設での高度な衛生水準への対応など輸出先国が要求する条件への対応に取り組む>

- 食料・農業・農村基本計画で定めた令和12年度の牛肉生産目標の40万トンの実現に向け、繁殖雌牛の増頭奨励金の交付、輸出事業者とも連携した畜産クラスターによる牛舎等の施設整備、ロボット・AI等の先端技術を活用した省力化対策、家畜排せつ物処理施設の機能強化、国産飼料の生産利用の促進などの取組を強化し、輸出の安定的な拡大に資する生産余力を創出

3. 加工・流通施設の整備及び輸出認定の取得

- 食肉処理施設の整備等により、需要が旺盛な欧米、アジア向けを中心に輸出認定数を増加
- 輸出先国における内食化に対応した、ニーズが高いスライス肉等の輸出が可能な施設の増加

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 「コンソーシアム」による産地と一体となった個別具体的な商談等を実施
- オールジャパンでの和牛の認知度向上に向けて、①日本畜産物輸出促進協議会による既存の輸出国・地域に対するB to Bに加えた消費者向けのプロモーションの強化、②JFOODOによる産地と連携したプロモーション等による新たな国・地域の開拓

豚肉



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	16億円	29億円	
香港	12億円	21億円	①生産者・食肉処理施設・輸出事業者が連携して生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地ごとに構築し、輸出先国での現地プロモーション、商談等（B to B）を実施 ②スライス肉・食肉加工品など新たな品目の輸出促進（加工品ロゴマークの作成）、消費者向け販促プロモーションの強化（B to C）
シンガポール	2億円	3億円	上記の取組に加え、食肉処理施設の再編・改修等及び食肉処理施設関係者が一堂に会した5者協議の促進による輸出認定施設増加
タイ	0円	0.5億円	
台湾	0.03億円	0.7億円	加熱加工品の輸出解禁
その他	2億円	3億円	輸出解禁 ※CSF清浄化が前提。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数（モデル産地数）>

- 5産地（CSFの影響がなく輸出継続が可能な地域（九州、北海道））

<今後育成すべき国内産地>

- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が連携して生産から輸出まで一貫した輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

・食肉処理施設での高度な衛生水準への対応など輸出先国が要求する条件への対応に取り組む

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 世界的な内食化の進行等を背景に輸出の伸びが見込める豚肉加工品を含めた豚肉全体の輸出を促進

3. 加工・流通施設の整備及び輸出認定の取得

- 食肉処理施設の整備等により、需要が旺盛なアジア向けを中心に輸出認定数を増加
- 輸出先国における内食化に対応した、ニーズが高いスライス肉等の輸出が可能な施設の増加

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 「コンソーシアム」による産地と一体となった個別具体的な商談等を実施
- オールジャパンでの日本産豚肉の認知度向上に向けて、①日本畜産物輸出促進協議会による既存の輸出国・地域に対するB to Bに加えた消費者向けのプロモーションの強化、②JFOODOによる産地と連携したプロモーション等による新たな国・地域の開拓



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	21億円	45億円	
香港	14億円	24億円	<ul style="list-style-type: none"> 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を構築し、輸出先国における現地プロモーション、商談等（B to B）を実施 正肉の輸出促進に向けた消費者向けプロモーション活動の強化（B to C）
ベトナム	2億円	6億円	<ul style="list-style-type: none"> 低コスト化を実現し、価格競争力を有する鶏肉生産を行う認定施設の増加
シンガポール	0円	2億円	<p>上記の取組に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な衛生水準への対応等、国際基準を満たす製品を製造・輸出できる認定施設を増加
EU	0円	2億円	
その他	6億円	10億円	<ul style="list-style-type: none"> 輸出解禁、施設認定

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数（モデル産地数）>

- 9産地（九州、北海道等の鶏肉の主要産地）

<今後育成すべき国内産地>

- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、相手国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 生産者・輸出認定施設・輸出事業者が連携して生産から輸出まで一貫した輸出促進を図る「コンソーシアム」を構築
- 農場及び食鳥処理施設における微生物コントロールをはじめとした高度な衛生水準への対応など相手先国が求める要件への対応に取り組む

3. 加工・流通施設の整備及び輸出認定の取得

- 食鳥処理場の整備等により、需要が旺盛なアジアや、需要の開拓が見込めるEUを中心に輸出認定数を増加

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 「コンソーシアム」による個別具体的の商談、産地や銘柄の特色を活かしたプロモーションを実施
- オールジャパンでの日本産鶏肉の認知度向上に向けて、①日本畜産物輸出促進協議会による既存の輸出国・地域に対するB to Bに加えた消費者向けのプロモーションを強化、②JFOODOによる産地と連携したプロモーション等による新たな国・地域の開拓



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	23億円	63億円	
香港	22億円	55億円	・生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が連携して生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地ごとに構築し、①安定的な供給や輸送コストの低減、②輸出先国での現地プロモーション、商談（B to B）等を行う
台湾	0.5億円	1億円	・鶏卵の輸出促進に向けた消費者・外食向けのプロモーション活動の強化（B to C）
シンガポール	0.2億円	5億円	上記の取組に加え、 ・高度な衛生水準への対応等、相手先国の要件を満たす認定農場・施設を増加
米国	0.3億円	1億円	
その他	0.3億円	2億円	・輸出解禁、施設認定

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数（モデル産地数）>

- ・11産地（関東、九州等の鶏卵の主要産地）

<今後育成すべき国内産地>

- ・生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が連携して生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地ごとに構築
- ・農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件への対応に取り組む

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・コンソーシアムの構築による、輸出用鶏卵の安定的な数量を確保や輸送コストの低減

3. 加工・流通施設の整備及び輸出認定の取得

- ・高度な衛生水準への対応等により、需要が旺盛なアジアや、需要の開拓が見込める米国を中心に農場・鶏卵処理施設の輸出認定数を増加

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・「コンソーシアム」による産地と一体となった個別具体的な商談、プロモーションを実施
- ・オールジャパンでの日本産鶏卵の認知度向上に向けて、①日本畜産物輸出協議会による既存の輸出国・地域に対する量販店等のB to Bに加えた消費者・外食向けのプロモーションを強化、②JFOODOによる産地と連携したプロモーション等による新たな国・地域の開拓



1. 国別輸出額目標

品目等	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
全体	全計	184億円	328億円
	ベトナム	76億円	134億円
	香港	36億円	50億円
	台湾	30億円	67億円
	その他	42億円	77億円
育児用 粉乳	小計	112億円	196億円
	ベトナム	74億円	129億円
	台湾	15億円	34億円
	香港	14億円	16億円
	その他	9億円	16億円
LL牛 乳等	小計	14億円	19億円
	香港	10億円	13億円
	台湾	2億円	3億円
	シンガポール	1億円	2億円
	その他	1億円	1億円
チーズ	小計	11億円	22億円
	台湾	3億円	9億円
	香港	4億円	7億円
	タイ	1億円	3億円
	その他	2億円	3億円



2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数（モデル産地数）>

- 北海道及び九州の2産地

<今後育成すべき国内産地>

- LL牛乳等については、主要産地である北海道及び九州において、輸出実績のある個別の乳業を中心に商社や生産者団体等と連携した「個別コンソーシアム」をそれぞれ複数構築し、輸出体制を強化。香港、台湾等で浸透している北海道・九州ブランドを活かしつつ、殺菌温度等、輸出先国の趣向にあわせた製品の安定的な供給を図り、更なる輸出拡大を目指す
- チーズについては、主要産地である北海道において、輸出実績のある個別の乳業を中心に商社や生産者団体等と連携した「個別コンソーシアム」を複数構築し、輸出体制を強化。輸出先国の趣向にあわせたチーズの継続的な製造を行い、更なる輸出拡大を目指す
- 育児用粉乳については、輸入原料を主体とする加工品であり、製造事業者を輸出の担い手と位置付ける

<産地の育成に必要な取組>

- 食料・農業・農村基本計画で定めた令和12年度の生乳生産目標780万トンの実現に向け、増頭奨励事業等の活用により、輸出向けを含めた生乳生産量の増加を図る
- 各産地における個別コンソーシアムの構築・活動を推進するため、国別販売戦略の検討、輸送等の技術的課題解決に向けた取組を支援

3. 加工・流通施設の整備

- 輸出の際の運送費低減のための技術開発、他品目との混載等の取組を推進
- 輸出先国が求める条件（ハラル対応等）を満たすための取組を推進

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 畜産物輸出促進協議会乳製品輸出部会の下に、品目ごとに業界団体を中心とした「品目コンソーシアム」を構築
- 各品目コンソーシアムで検討した販売戦略を畜産物輸出促進協議会乳製品輸出部会が取りまとめ、輸出先でのマーケティング、メーカー・産地横断的なプロモーション活動についてJETRO・JFOODOと連携して実施

果樹（りんご）



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	145億円	177億円	
台湾	99億円	120億円	<ul style="list-style-type: none">春節の贈答用需要の高い大玉かつ赤色の高価格帯商品を維持増加する一方、贈答用以外の需要への対応として、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化。原発事故に伴う台湾の輸入停止措置の解除による福島県産の輸出再開を期待。
香港	37億円	45億円	<ul style="list-style-type: none">香港で好まれる甘い黄色系品種の安定供給、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化。原発事故に伴う香港の輸入停止措置の解除による福島県産の輸出再開を期待。
タイ	4.5億円	5.5億円	<ul style="list-style-type: none">富裕層向けを基本としつつ、現地の消費者が買い求めやすい価格帯の中小玉果の生産・供給体制を強化。
その他※	4.9億円	6.4億円	<ul style="list-style-type: none">贈答用としての日本産りんごの定着と求めやすい価格帯の販売を通じた中間層の取り込み拡大。

※ベトナム、シンガポール、インドネシア等

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 全国のりんご主産地で7産地

<今後育成すべき国内産地>

- りんごの主要産地において、既存園地の活用や水田へ新植、新規化栽培等の省力樹形の導入による生産力の強化、中間層をターゲットに値頃感のある中小玉果の高効率で省力的な栽培等に戦略的に取り組む産地等の育成を図る。

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 平坦で作業性が良い水田を活用した省力樹形導入による輸出専用園地の拡大等により、国内供給量を確保し、輸出用果実の増産を行う。
- 生産から輸出までが円滑に進むよう、産地と輸出事業者等が連携した輸出コンソーシアムの形成を進める。
- また、他品目の果実の輸出に取り組む産地との連携により、国産果実の通年輸出を実現。

3. 加工・流通施設等の整備

- C A貯蔵や新技術により長期鮮度保持を可能とする貯蔵施設等を整備。

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 日本青果物輸出促進協議会の機能強化のため、協議会内の輸出事業者、りんご産地、県協議会、流通業者等で構成するりんご部会の設置に向けて検討。
- りんご部会で検討した輸出戦略に基づき日本青果物輸出促進協議会を通じて輸送実証、プロモーション活動などを支援。
- 輸出先でのマーケティング、プロモーション活動についてはJETRO・JFOODOと連携して実施。

果樹（ぶどう）



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	32億円	125億円	
香港	17億円	74億円	・シャインマスカットに加え、中秋節の贈答用として定着している大粒で高糖度の巨峰、ピオーネ等の供給拡大。シャインマスカットに続く新たな優良品種について、早期生産拡大及び認知度向上を促進 ・輸送中の鮮度を保持するための最適条件の体系化
台湾	12億円	35億円	・台湾の残留農薬基準に適合可能な産地・園地の拡大。インポートトレランス申請の加速化 ・輸送中の鮮度を保持するための最適条件の体系化
タイ	1.5億円	5.8億円	・生産園地の登録等のタイの検疫条件に対応可能な産地の拡大 ・輸送中の鮮度を保持するための最適条件の体系化
シンガポール	1.4億円	6.4億円	・輸送中の鮮度を保持するための最適条件の体系化
その他※	0.7億円	3.2億円	・日本ブランドの認知度向上・定着 ・中国、ベトナムへの輸出解禁による拡大に期待

※マカオ、マレーシア等

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 全国のぶどう主産地で4産地

<今後育成すべき国内産地>

- ぶどうの主要産地において、既存園地や水田転換園地等を活用し、省力樹形（根域制限栽培、ジョイント栽培等）の導入による生産力の強化等に戦略的に取り組む産地等の育成を図る

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 省力樹形、機械作業体系を導入した労働生産性の高い園地の育成により早期成園化を図り、国内供給量を確保し、輸出用果実の増産を行う
- これにより、他国産の追随を許さない高品質なシャインマスカットの安定供給、シャインマスカットに続く新たな品種の早期生産拡大を図り、日本産ぶどうのラインナップの充実を図る。また、輸出先、国内の残留農薬基準に適合可能な防除暦の策定等、国内外のいずれの需要にも対応可能な産地を育成
- 生産から輸出までが円滑に進むよう、産地と輸出事業者等が連携した輸出コンソーシアムの形成を進める
- ぶどうの船便輸送に適合可能な最適条件の体系化
- 他品目の果実の輸出に取り組む産地との連携により、国産果実の通年輸出を実現

3. 加工・流通施設等の整備

- 春節需要等への対応に向け、出荷期間の延長を図るため長期鮮度保持機能を備えた貯蔵施設等を整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 日本青果物輸出促進協議会の機能強化のため、協議会内の輸出事業者、ぶどう産地、県協議会、流通業者等で構成するぶどう部会の設置に向けて検討
- ぶどう部会で検討した輸出戦略に基づき日本青果物輸出促進協議会を通じて輸送実証、プロモーション活動などを支援
- 輸出先でのマーケティング、プロモーション活動についてはJETRO・JFOODOと連携して実施

果樹（もも）



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	19億円	61億円	
香港	14億円	44億円	<ul style="list-style-type: none">・ももは非常にデリケートな果物であるため、ももの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化が重要・原発事故に伴う香港の輸入停止措置の解除による福島県産の輸出再開を期待
台湾	4.3億円	14億円	<ul style="list-style-type: none">・モモシンクイガの適切な防除等の輸出検疫条件に対応可能な产地の拡大・ももの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化・原発事故に伴う台湾の輸入停止措置の解除による福島県産の輸出再開を期待
シンガポール	0.5億円	1.7億円	<ul style="list-style-type: none">・ももの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化
その他※	0.6億円	1.9億円	<ul style="list-style-type: none">・日本ブランドの認知度向上・定着・ももの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化

※タイ、マレーシア等

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・全国のもも主産地で5産地

<今後育成すべき国内産地>

- ・生産技術等の栽培に関する基盤が確立されている主要産地において、既存園地や水田転換園地等を活用し、省力樹形（根域制限栽培等）の導入等により生産力を強化し、輸出用園地の拡大に戦略的に取り組む産地等の育成を図る

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・省力樹形、機械作業体系を導入した労働生産性の高い園地の育成による国内供給量の確保とともに、輸出先の規制に対応した防除暦の作成、輸出用園地の拡大、選果体系の確立等により、輸出用果実の増産を行う
- ・生産から輸出までが円滑に進むよう、産地と輸出事業者等が連携した輸出コンソーシアムの形成を進める
- ・ももの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化
- ・他品目の果実の輸出に取り組む産地との連携により、国産果実の通年輸出を実現

3. 加工・流通施設等の整備

- ・輸出先が求める高品質な果実の厳選出荷、選果に係る省人化が可能な高性能選果施設等を整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・日本青果物輸出促進協議会の機能強化のため、協議会内の輸出事業者、もも産地、県協議会、流通業者等で構成するもも部会の設置に向けて検討
- ・もも部会で検討した輸出戦略に基づき日本青果物輸出促進協議会を通じて輸送実証、プロモーション活動などを支援
- ・輸出先でのマーケティング、プロモーション活動についてはJETRO・JFOODOと連携して実施

果樹（かんきつ）



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	6.7億円	39億円	
香港	2.7億円	16億円	・うんしゅうみかんと中晩柑の組み合わせによる輸出期間の長期化
台湾	2.3億円	14億円	・台湾の残留農薬基準に適合可能な産地の拡大、インポートトレランス申請の加速化 ・うんしゅうみかんと中晩柑の組み合わせによる輸出期間の長期化
シンガポール	0.6億円	3.6億円	・中晩柑の供給拡大による春節の需要期への対応強化
マレーシア	0.3億円	1.5億円	・日本ブランドの定着、中晩柑の供給拡大による春節需要期への対応強化
カナダ	0.3億円	1.5億円	・日本産果実としてうんしゅうみかんが定着していることから、船便による鮮度保持輸送のための最適条件の体系化より、輸出量を回復
フランス(EU)	0.1億円	0.7億円	・柚子等のかんきつの販路拡大 ・生産園地登録等のEU向けの検疫条件に対応可能な産地の拡大
その他*	0.4億円	2.3億円	・日本ブランドの認知度向上・定着

*タイ、米国、ニュージーランド等

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 全国のかんきつ主産地で9産地

<今後育成すべき国内産地>

- かんきつの主要産地において、既存園地の基盤整備等による栽培条件の改善や、水田転換園地等を活用し、省力樹形（根域制限栽培、主幹形栽培等）の導入等により生産力を強化し、輸出用園地の拡大に戦略的に取り組む産地等の育成を図る

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 中晩柑等の優良品種への転換促進、水田等を活用し、省力樹形、機械作業体系を導入した労働生産性の高い園地の育成による国内供給量確保とともに、輸出先の規制に対応した防除暦の作成、輸出用園地の拡大等により輸出用果実の増産を行う
- 生産から輸出までが円滑に進むよう、産地と輸出事業者等が連携した輸出コンソーシアムの形成を進める
- 船便での鮮度保持輸送のための最適条件の体系化。複数産地のリレーによる販売期間の長期化、他品目の果実産地との連携により国産果実の通年輸出を実現

3. 加工・流通施設等の整備

- 選果作業の省力化、効率化及び輸出先の求める高品質なかんきつの厳選出荷が可能となる、人工知能を搭載した高性能選果・貯蔵施設等を整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 日本青果物輸出促進協議会の機能強化のため、協議会内の輸出事業者、かんきつ産地、県協議会、流通業者等で構成するかんきつ部会の設置に向けて検討
- かんきつ部会で検討した輸出戦略に基づき日本青果物輸出促進協議会を通じて輸送実証、プロモーション活動などを支援
- 輸出先でのマーケティング、プロモーション活動についてはJETRO・JFOODOと連携して実施

果樹（かき・かき加工品）



1. 国別輸出額目標

国名	2020年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	4.4億円	14.1億円	
香港	2.4億円	7.2億円	・渋柿から甘柿まで複数の品種及び干し柿を含むリレー出荷 ・日本のオリジナル性の高い品種の積極的プロモーション
タイ	1.6億円	4.9億円	・タイで好まれる固い食感の品種の安定供給及びハウス柿から干し柿等の加工品を含むリレー出荷による輸出期間の拡大 ・生産園地の登録等の輸出検疫条件に対応可能な産地の拡大、食品衛生の基準に適合していることの証明書の取得施設の拡大
シンガポール	0.2億円	0.8億円	・相手国のマーケットや嗜好の把握、日本ブランドの認知度向上 ・日本のオリジナル性の高い品種の積極的プロモーション ・複数の品種及び干し柿の等の加工品を含むリレー出荷
マレーシア	0.04億円	0.3億円	・相手国のマーケットや嗜好の把握、日本ブランドの認知度向上 ・複数の品種及び干し柿の等の加工品を含むリレー出荷
米国 その他※	0.1億円	0.9億円	・生産園地の登録等の米国の検疫条件に対応可能な産地の拡大 ・品質・鮮度保持輸送技術の確立、効果の安定化 ・台湾においては、台湾産干し柿との差別化による需要拡大

※台湾、マカオ等

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 全国のかき主産地で10産地

<今後育成すべき国内産地>

- 輸出に積極的に取り組む産地において、既存園地や水田転換園地等を活用した省力樹形（低樹高ジョイント栽培等）の導入等による生産力の強化、輸出先の基準等に適応可能な施設の整備などの、輸出用園地の拡大等に戦略的に取り組む産地等の育成を図る

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 省力樹形を導入した労働生産性の高い園地の育成により国内供給量を確保し、輸出用果実を増産とともに、大玉でサクサクとした食感が海外で好まれる太秋柿をはじめ、日本のオリジナル性の高い優良品種の導入等高品質果実の安定生産体制を確立
- 輸送中の軟化等を防止するための品質・鮮度保持輸送技術の確立、最適条件の体系化
- 産地と輸出事業者が連携した輸出コンソーシアムの形成を進め、干し柿も含めたかき産地との連携はもとより、他品目の果実の輸出に取り組む産地との連携により、国産果実の通年出荷を実現

3. 加工・流通施設等の整備

- 輸出先が求める高品質な果実の厳選選果が可能な高性能選果・梱包施設等の整備
- 干し柿の輸出拡大に向けたHACCP等の国際規格を満たす加工施設の整備等

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- かき産地、輸出事業者等が参画する、日本青果物輸出促進協議会の「かき部会」で検討した輸出戦略に基づき本協議会が実施する、かきの鮮度保持輸送実証、輸出先でのプロモーション活動などを支援
- 輸出先でのマーケティング、プロモーション活動については、JETRO・JFOODOと連携して実施

野菜（いちご）



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	21億円	86億円	
香港	15億円	61億円	・産地と直結した輸送体制の構築、いちごの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化
シンガポール	2億円	8億円	・産地と直結した輸送体制の構築、いちごの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化
タイ	1.8億円	7.5億円	・生産園地の登録等のタイの検疫条件に対応可能な産地の拡大 ・輸送体制の構築、鮮度保持輸送のための最適条件の体系化
台湾	1.8億円	7.5億円	・台湾の残留農薬基準に適合可能な産地の拡大。インポートトレランス申請の加速化、鮮度保持輸送のための最適条件の体系化 ・原発事故に伴う台湾の輸入停止措置の解除による栃木県産等の輸出再開を期待
米国	0.2億円	1.3億円	・産地と直結した輸送体制の構築、鮮度保持輸送のための最適条件の体系化、日本ブランドの認知度向上・定着
その他*	0.3億円	1.0億円	・産地と直結した輸送体制の構築、鮮度保持輸送のための最適条件の体系化、日本ブランドの認知度向上・定着

*マレーシア、マカオ等

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 全国のいちご主産地で8産地

<今後育成すべき国内産地>

- いちごの主要産地において、スマート農業技術や環境制御技術を導入した大規模施設の整備等により生産力を強化し、輸出用施設等の拡大に戦略的に取り組む産地等の育成を図る

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 夏場のいちごなど国内外の多様な需要に対応した品種の導入促進、水田転換ほ場での高度環境制御栽培施設整備等により、労働生産性の高い産地を育成し、国内供給量を確保するとともに、輸出先の規制に対応した防除暦の作成、輸出用ハウスの拡大等により輸出用果実の増産を行う
- 生産から輸出までが円滑に進むよう、産地と輸出事業者等が連携した輸出コンソーシアムの形成を進める
- いちごの鮮度保持輸送のための最適条件の体系化。果皮が硬く輸送性の高い品種の導入促進
- 複数の産地リレーによる販売期間の長期化、他品目の果実産地との連携による国産果実の通年輸出を実現

3. 加工・流通施設等の整備

- 産地での一次貯蔵によるロット確保・安定出荷に向け、鮮度保持貯蔵施設、輸出用のパッキング施設等を整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 日本青果物輸出促進協議会の機能強化のため、協議会内の輸出事業者、いちご産地、県協議会、流通業者等で構成するいちご部会の設置に向けて検討
- いちご部会で検討した輸出戦略に基づき日本青果物輸出促進協議会を通じて輸送実証、プロモーション活動などを支援
- 輸出先でのマーケティング、プロモーション活動についてはJETRO・JFOODOと連携して実施

野菜（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜）



1. 国別輸出額目標（かんしょ）

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	17億円	28億円	
香港	8.3億円	12.5億円	・産地による炊飯器で調理できる小さなサイズの輸出や、日系小売店における焼き芋販売により市場を開拓。今後、更に安定的な生産・供給に向けた体制を拡大。
シンガポール	4.6億円	7.5億円	・日系小売店における焼き芋販売や、産地による消費者ニーズに合わせた品種・サイズの輸出により市場を開拓。今後、更に焼き芋需要等を捉えた安定的な生産・供給に向けた体制を拡大。
タイ	2.4億円	4.5億円	・日系小売店における焼き芋販売や、産地による消費者ニーズに合わせた品種・サイズの輸出により市場を開拓。残留農薬基準が強化されたことから、産地において当該基準を満たす生産方法を推進し、安定的な供給体制を構築。
台湾	0.9億円	1.5億円	・残留基準がない農薬はインポートトレランスの設定を図るとともに、産地において当該基準を満たす生産方法を推進し、安定的な供給体制を構築。
マレーシア	0.6億円	1.5億円	・今後の日系小売店の出店により販売機会の増加が見込まれることから、焼き芋等に適した品種・サイズを安定的に生産・供給する体制を拡大。
カナダ	0.1億円	0.5億円	・焼き芋機の活用等による販売促進により、日本産かんしょの認知度を高めて市場開拓を図る。
その他	0.1億円	0.5億円	・植物検疫措置により青果用かんしょを輸出できない米国等に向けては、冷凍焼き芋等の加工品販売を強化。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 12産地（輸出拡大に意欲的なJA・生産法人等）

<今後育成すべき国内産地>

- 積極的に輸出に取り組む産地において、輸出先国の消費者が求める品種・サイズを的確に捉えて安定的に生産・調整、さらに効率的に集出荷貯蔵できる体制を構築。

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 産地と商社のマッチング、施設整備等による効率的な集出荷体制の構築、品質保持技術の改良・普及、焼き芋機の導入・活用、産地・商社が連携した日本産かんしょの売り込み活動等を強化。

3. 加工・流通施設の整備

- 高品質かんしょの生産に向けたウイルスフリー苗の増殖施設、キュアリング装置を備えた集出荷貯蔵施設を整備。
- 加工品の輸出拡大に向けたHACCP等の国際規格を満たす加工施設の新設・改修。

野菜（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜）



4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 販路開拓に当たっては、日系小売店での焼き芋販売をはじめ、他の海外の日本食材店や現地スーパーにおいても、日本産かんしょの甘さや食べ方をアピールした販売活動が必要。
- 日本産かんしょのブランディングに向けては、輸出先の取扱業者の売り込み活動の強化を図るため、主な産地・商社が連携した枠組みづくりについて、関係者に意見を聞きながら検討。

5. その他の野菜の輸出拡大の実現に向けた方策

- その他の野菜について、水田転換ほ場等を活用し、生産性の高い産地形成に取り組むとともに、マーケットインの発想を持って輸出先国のニーズに合わせた野菜の生産拡大や輸出に戦略的に取り組む産地を育成する。
- 輸出業者と産地が連携して、安定に供給する体制づくりや鮮度などの品質を確保した流通体制の確立などにも取り組む。



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	8.8億円	18.8億円	
米国	2.7億円	5.9億円	・米国で需要が高く、冬から春先に出荷されるスイートピーについて、生産性・品質の維持・向上や出荷時期の長期化等の取組を推進
中国	2.1億円	4.8億円	・中国で需要の高い切り枝について、山採りから平地等での栽培への転換を推進
香港	1.1億円	2.2億円	・外出を控えがちな消費者に多様な購入手段を提供するための日本産食品等のECサイトで花きを販売する取組等を推進
E U	0.4億円	1.8億円	・オランダに所在する世界最大の花市場における環境認証の要求に対応するため、輸出産地における認証取得のための取組を推進
その他	2.5億円	4.1億円	・ベトナム、シンガポール等の東南アジアや、ロシア、豪州等において人気がある、リンドウ、ダリア、トルコギキョウ、シャクヤク等について、長期低温保管倉庫の整備等により需要期に合わせた出荷を推進

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 海外で需要が高い切り花(スイートピー等)や切り枝の主産地で計4産地

<今後育成すべき国内産地>

- スイートピー等の海外で需要が高い切り花の主産地において、生産性・品質の維持・向上を図るためのLED導入・普及等の取組、輸出に必要な認証取得の取組等を推進
- 海外で需要が高い切り枝の主産地において、生産性の向上、労務負担の軽減等のための山採りから平地での栽培への転換、輸出先国・地域の検疫条件に応じた管理等を推進

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 切り花の輸出に取り組む複数の産地と、卸売業者・輸出業者等が連携する輸出コンソーシアムの形成を進め、国産切り花を通年で輸出する取組を推進

3. 流通施設の整備

- 産地から実需段階に至るまでのコールドチェーン確立のためのストックポイント等を整備
- 出荷時期を調整するための長期低温保管施設等を整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 切り花や植木の輸出業者から構成される全国花き輸出拡大協議会において、戦略的輸出拡大サポート事業等を活用し、会員による販売促進活動、バイヤー招へい事業等の取組を推進。
- 有望な輸出先における花きの品目別の市場調査・分析、ブランド戦略の策定・実施、商流構築につきJETRO・JFOODOの支援を受けつつ、両機関と連携してプロモーションを実施



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	146億円	312億円	
米国	65億円	118億円	・人気の抹茶及び旺盛な需要のある有機茶について、実需者から求められる輸出口(量及び質)を確保できる生産・流通体制を構築する。現在の米国東海岸及び西海岸での販売地域を内陸部まで拡大を目指す。また、インポートトレランス申請支援を継続するほか、米国の残留農薬基準に適合した茶の生産を拡大する
EU	23億円	35億円	・EUは特に厳しい残留農薬基準が輸出に当たっての障壁になっていることに加え、有機に対する嗜好が強いことから、有機栽培茶自体の国内生産量を増やし、EU市場に対する有機茶の輸出を更に増やすと共に、インポートトレランス申請を加速化する
中国	0億円	80億円	・大消費地である中国における放射性物質規制緩和による茶市場拡大に期待
その他	58億円	79億円	・これまで堅調の台湾、シンガポール、インドネシア、アラブ首長国連邦等への輸出を維持・促進するため、プロモーションを継続実施

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・全国の茶産地で15産地程度

<今後育成すべき国内産地>

- ・茶の主要産地において、ドリフトの影響の少ない中山間地域等でまとめて有機栽培に取り組むほか、海外の残留農薬基準に適合した防除体系による栽培や輸出ニーズに合わせた茶の栽培等に取り組み、海外向けのある程度まとまったロット供給が可能な産地の育成を図る

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・輸出対応産地・生産者のリストを作り、輸出業者等が対応産地にアプローチしやすくする
- ・生産から輸出までが円滑に進むよう、産地と輸出事業者等が連携した輸出コンソーシアムの形成を進める
- ・有機栽培や海外の残留農薬基準に適合した防除体系による茶の生産拡大を図る（国内にも海外にも販売できる茶の割合を増大させる）
- ・海外でニーズのある抹茶向けのてん茶への転換を支援

3. 加工・流通施設の整備

- ・輸出ニーズに合わせた茶加工施設や一時保管施設（輸出向けの茶の低温貯蔵庫）等の整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・茶輸出を担うメーカー、茶商等オールジャパンの連携体制を構築し、日本茶としての国際的なブランド力の向上や輸出先での戦略的なプロモーション活動を進める。実施に当たってはJETROやJFOODOと連携する

コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	52億円	125億円	
香港	15億円	36億円	・大手米卸や輸出事業者が中食・外食を中心に需要を開拓しており、今後もレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る
アメリカ	7億円	30億円	・大手米卸や輸出事業者が日系小売店需要を開拓。今後は日本食レストラン等やEC等の小売需要を開拓。またパックご飯や米粉の最大の輸出先国であり、更なる市場開拓を図る
中国	4億円	19億円	・大手米卸等がECやギフトボックス等の贈答用を中心に需要を伸ばしており、更なる開拓を図る ・コスト縮減のためには指定精米工場等の活用に加えて工場等の追加や輸入規制の緩和が不可欠
シンガポール	8億円	16億円	・輸出事業者やJA系統等が中食・外食を中心に需要を開拓。更にレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る
その他	18億円	22億円	・UAEや欧州等のコメを主食としない地域では、寿司等の日本食需要拡大に合わせて日本産米の需要開拓を図る ・EUを中心に拡大するグルテンフリー需要の取り込みを通じた米粉・米粉製品の需要開拓を図る

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・30～40産地（先進的なJA等をモデル産地として、千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成する）

<今後育成すべき国内産地>

- ・国際競争力を有するコメの生産と農家手取り収入の確保の両立を図ることで、大ロットで輸出用米を生産・供給する産地

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・輸出事業者と産地が連携して取り組む、多収米の導入や作期分散等の生産・流通コスト低減の取組の支援により、輸出用米の生産拡大（主食用米からの作付転換）を推進

3. 加工・流通施設の整備

- ・パックご飯メーカー・米粉・米粉製品メーカーが輸出に取り組んでいるが、輸出先国の規制等への対応が必要になるケースがあることから、当該規制等対応のための取組や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・現在、（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が品目別のプロモーションを実施。プロモーションの財源には、国庫補助金のほか会費収入も一部活用。
- ・今後全米輸は、新興市場（輸出事業者の進出が不十分な国・地域あるいは分野。UAE・北欧や、アメリカのEC市場等を想定）でのプロモーション等を通じた市場開拓を予定。実施に際してはJETRO・JFOODOとも連携



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	60億円	271億円	
中国	18億円	78億円	木造軸組構法の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成。高耐久木材の国内生産体制の強化。マーケティングの取組
米国	12億円	127億円	規制に対応した製材工場等の認定取得。高耐久木材の国内生産体制の強化。マーケティングの取組
韓国	7億円	10億円	木造軸組構法の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成。マーケティングの取組
台湾	4億円	25億円	マーケティングの取組や建築技術者育成。高耐久木材の国内生産体制の強化
その他	20億円	31億円	高耐久木材の国内生産体制の強化。輸出先国・地域の規格等の調査。マーケティングの取組

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 7産地を目途に検討（木材加工施設を中心にまとまりのある地域として、北海道・東北・北関東・中国・四国・北九州・南九州をイメージ）

<今後育成すべき国内産地>

- 付加価値の高い木材製品の生産に取り組む企業等の木材加工施設を中心とした川上から川下までの企業等が連携したグローバル産地を形成
- これらの産地に、安定的に原料を供給するための生産基盤の強化、合法性確認の一般化、生産・輸送にかかるコスト削減を推進し、山元還元

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 原料となる原木の安定供給、生産コストの削減に資する路網整備等を行う
- 製材工場等の大規模化・効率化、低コスト化等を行う
- GFP登録を推進し、地域の資源状況や加工体制に応じた企業・団体間の連携強化を行う
- マーケティングによるニーズ等の明確化、輸出拡大に資する販売力強化に向けた人材や輸出先国・地域での建築技術者の育成を行う

3. 加工・流通施設の整備

- 国際競争力の高い生産体制を実現するため、輸出先国・地域の規格に対応した加工施設や高品質な木材製品の輸出に取り組む企業等の加工施設等の整備を行うとともに、原料となる原木の安定供給及び生産コストを削減するための路網整備や高性能林業機械等の整備
- 国土交通省と連携し、製品や原料の輸送コストを削減するための岸壁や荷さばき施設等の港湾施設の整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 輸出先国・地域の有望品目に限定したサプライチェーンに参加する企業や団体でのグループの構成に向けて検討。経済団体や金融機関とも連携。企業負担、投資、融資、補助金を活用して戦略的に輸出
- 輸出先国・地域のニーズの絞り込みや日本産木材製品のブランディング、マーケティングは、日本木材輸出振興協会の体制強化やJETROとの連携等により実施を検討

合板



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	65億円	80億円	
中国	6億円	16億円	製材と連携した木造軸組構法の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成。ツーバイフォー用の海外規格に対応した製造ライン。マーケティングの取組
韓国	1億円	2億円	製材と連携した木造軸組構法の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成。ツーバイフォー用の海外規格に対応した製造ライン。マーケティングの取組
台湾	0億円	1億円	製材と連携したマーケティングの取組や建築技術者育成
その他	58億円	61億円	輸出先国・地域の規格等の調査。マーケティングの取組

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- 4グループを目途に検討
(合板は、加工工場の原木消費量が大きく、広域から原木を集荷するため、産地に馴染まいことから、企業グループの取組をイメージ)

<今後育成すべき国内産地>

- 安定的に原料を供給するための生産基盤の強化、合法性確認の一般化、生産・輸送にかかるコスト削減を推進し、山元還元

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- 原料となる原木の安定供給、生産コストの削減に資する路網整備等を行う
- ツーバイフォー用の海外規格に対応した製造ラインの整備、低コスト化等を行う
- GFP登録を推進し、地域の資源状況や加工体制に応じた企業・団体間の連携強化を行う
- マーケティングによるニーズ等の明確化、輸出拡大に資する販売力強化に向けた人材や輸出先国・地域での建築技術者の育成を行う

3. 加工・流通施設の整備

- 国際競争力の高い生産体制を実現するため、海外規格に対応した製造ライン等の整備を行うとともに、原料となる原木の安定供給及び生産コストを削減するための路網整備や高性能林業機械等の整備
- 国土交通省と連携し、製品や原料の輸送コストを削減するための岸壁や荷さばき施設等の港湾施設の整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- 輸出先国・地域の有望品目である製材と連携したサプライチェーンに参加する企業や団体でのグループの構成に向けて検討。経済団体や金融機関とも連携。企業負担、投資、融資、補助金を活用して戦略的に輸出
- 製材と連携した輸出先国・地域のニーズの絞り込みや日本産合板のブランディング、マーケティングは、日本木材輸出振興協会の体制強化やJETROとの連携等により実施を検討



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	229億円	542億円	
米国	159億円	320億円	<ul style="list-style-type: none"> ・水産エコラベル認証の取得等、現地小売り店の調達基準を満たすぶりの生産を拡大し安定供給。 ・現地の食嗜好に合わせた、照り焼きや西京漬けなど加工度の高い商品を日本国内で開発・製造。 ・米国当局によるインポートトレランス（輸入食品に課せられる薬品残留基準）の設定薬剤数を増加。
中国	13億円	60億円	<ul style="list-style-type: none"> ・活魚の需要があるアジア（中国、香港等）向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築。
香港	11億円	40億円	
その他 (東南アジア、 EU等)	46億円	122億円	<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジア地域の経済発展に伴い需要が増加する養殖ぶりの供給を拡大。 ・EU向けに、米国同様水産エコラベル認証の取得等、現地小売りチェーンの調達基準を満たすぶりの生産を拡大し安定供給。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・5産地（九州（鹿児島県、宮崎県、大分県等）、愛媛県等）

<今後育成すべき国内産地>

- ・主要産地である九州（鹿児島県、宮崎県、大分県等）や愛媛県等において、現在大規模にぶりを生産している養殖業者を中心に、漁場の有効活用による大規模化や沖合養殖の推進により輸出に必要なぶりを増産。

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減。
- ・増産に必要な生け簀を整備し、ぶり約3.2万トンを増産。

3. 加工・流通施設の整備

- ・増産したぶりを加工するために必要なHACCP対応施設7施設（処理能力：年間5千トン/施設）を養殖場近傍に整備。
- ・売り先のニーズに合わせた加工度の高い商品を製造するために必要な施設・機器を整備。
- ・活魚輸送を拡大するため、長距離、長時間の活魚輸送に必要な技術や輸出先での一時保管に必要な生け簀など、物流・商流を検討・実証。

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・既存の日本産水産物の輸出拡大に取り組む「水産物・水産加工品輸出拡大協議会」とぶりのASC取得のため設立したJSI（有限責任事業組合日本ブリ類養殖イニシアティブ）とが共同でプロモーション等を行うことを検討。



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	35億円	193億円	
韓国	23億円	40億円	・韓国の規制（飼料の魚粉に添加される酸化防止剤（エトキシキン）の魚体への残留基準）をクリアするたいを生産。
米国	5億円	30億円	・水産工コラベル認証の取得等、現地小売り店の調達基準を満たすたいの生産を拡大し安定供給。 ・現地の食嗜好に合わせた、西京漬けやソテーなど加工度の高い商品を日本国内で開発・製造。
台湾	3億円	30億円	・活魚の需要がある台湾向けに、貨物船を利用した長距離、長時間の活魚輸送を検討・実証。
その他 (中国、香港等)	4億円	93億円	・活魚の需要があるアジア（中国、香港等）向けに、貨物船を利用した長距離、長時間の活魚輸送を検討・実証。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・ 1 産地（愛媛県を想定）

<今後育成すべき国内産地>

- ・ 主要産地である愛媛県等において、現在、米国等の小売り店の調達基準を満たすたいを生産している養殖業者を中心に、漁場の大規模化等の取組により輸出に必要なたいを増産。

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・ 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを削減。
- ・ 養殖業者と販売業者の互恵的な取引関係に正常化。
- ・ 増産に必要な生け簀を整備し、たい約1.3万トンを増産するとともにうち約800トンについては対米向けに水産工コラベル認証を取得。

3. 加工・流通施設の整備

- ・ 増産したいを加工するために必要な対米HACCP対応施設 1 施設を養殖場近傍に整備。
- ・ 売り先のニーズに合わせた加工度の高い商品を製造するために必要な施設・機器を整備。
- ・ 活魚輸送を拡大するため、貨物船を利用した長距離、長時間の活魚輸送による物流・商流の構築を検討・実証。

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・ 「水産物・水産加工品輸出拡大協議会」と別の組織は存在せず、産地商社が独自に輸出に取り組んでいる状況。
- ・ 産地商社と養殖業者が共同で輸出に取り組める組織を検討。



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	447億円	656億円	
中国	268億円	270億円	・現在中国向けに安く輸出され同国内で殻剥き加工後米国等へ再輸出されているホタテ貝を、省人化機器の導入により殻剥き加工を日本国内で行い、単価の高い冷凍貝柱（玉冷）の輸出を増加。
台湾	54億円	70億円	・船便輸送の拡大により輸出コストを削減しつつ需要の高い活貝輸出を増加。
米国	23億円	130億円	・日本国内で省人化機器を利用して生産した高品質な玉冷を中国を経由せず米国向けに直接輸出。
その他 (EU、 東アジア等)	102億円	186億円	・EU向けにEU-HACCP取得加工場において省人化機器を用いて玉冷を製造。 ・香港、韓国等の東アジアへ、船便輸送の拡大により輸出コストを削減しつつ需要の高い活貝輸出を増加。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・3産地（北海道2産地、青森県1産地）

<今後育成すべき国内産地>

- ・主要産地である北海道及び青森県において、労働力不足の解消のため省人化機器を導入し、欧米を中心に需要がある高品質な玉冷生産を拡大し、輸出単価を向上。

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・生産拡大のための地まき式養殖の適地調査を実施。
- ・水温変化に合わせた水深調節など、へい死対策により生産性を向上（作業の自動化等の技術を開発）。

3. 加工・流通施設の整備

- ・国内での玉冷製造の課題である労働力不足の解消のため、加工場に省人化機器を導入するとともに、関連する施設を整備し玉冷を増産。
- ・船便輸送を拡大し、活貝輸出時のコスト低減とロットを拡大。

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・北海道ほたて漁業振興協会等と、日本産水産物全体の輸出拡大に取り組む「水産物・水産加工品輸出拡大協議会」とが共同で販売促進活動を実施することを検討。



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	329億円	379億円	
香港	285億円	240億円	<ul style="list-style-type: none"> ・真珠取引の中心であった香港を経由せずとも中国向けに輸出できるよう、品質基準等を策定し、ECによるBtoB取引を促進。
中国	8億円	100億円	<ul style="list-style-type: none"> ・日本で国際展示会を開催し外国人バイヤーを招聘、販売を拡大。
タイ	4億円	5億円	<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジアや中東市場開拓のため、イベント、行事等を通じて真珠を付ける習慣を普及。両市場の窓口であるシンガポールやドバイでの国際展示会を通じた販売を強化。
その他	32億円	34億円	<ul style="list-style-type: none"> ・日本で国際展示会を開催し外国人バイヤーを招聘、販売を拡大。 ・宝飾加工業が盛んなインド市場の獲得に向けマーケット調査。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・3産地（愛媛、三重、長崎等）+神戸（加工・流通）

<今後育成すべき国内産地>

- ・主要産地である愛媛県、三重県及び九州における新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生産者の経営の安定化をはかり、生産基盤を強化。

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・へい死予防のためのアコヤガイ養殖の管理ポイントを作成。
- ・真珠の品質基準等を策定し、ECによるBtoB取引を推進。
- ・日本での国際展示会を開催し外国人バイヤーを招聘して世界各国への輸出を拡大。

3. 加工・流通施設の整備

—

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・日本真珠輸出組合や、当該組合や生産者団体等により構成される日本真珠振興会を中心にJETROの協力を得ながら、マーケティング調査や販売促進活動を実施。
- ・真珠の販売拡大に必要となる品質基準は日本真珠振興会を中心とりまとめ。

清涼飲料水



1. 国別輸出額目標

国名	2019年 実績	2025年 目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	304億円	786億円	<ul style="list-style-type: none">・国際的なパレット返却システムの構築等物流の効率化（パレットからコンテナへの詰め替えが手作業となっている）・放射性物質規制の撤廃（中国、香港、台湾等）・既存添加物（色素、香料等）等の輸入規制の緩和。・添加物規制、ヘルスクレームにおける各国規制への対応（中国、香港、台湾）
中国	70億円	200億円	<ul style="list-style-type: none">・健康志向の高まりを受けて、緑茶飲料、麦茶（ノンカフェイン）等の輸出拡大を図る・コロナ禍においても堅調な伸びを示した栄養ドリンク、健康ドリンク及び美容ドリンクについて、さらなる輸出拡大を図る・季節限定品・日本文化を感じるフレーバー飲料の商品販売
香港	56億円	131億円	<ul style="list-style-type: none">・健康志向の高まりを受けて、緑茶飲料、麦茶（ノンカフェイン）等の輸出拡大を図る・コロナ禍においても堅調な伸びを示した栄養ドリンク、健康ドリンク及び美容ドリンクについて、さらなる輸出拡大を図る
米国	46億円	117億円	<ul style="list-style-type: none">・乳酸菌飲料等日本製の優位性が高い商品に注力
その他	132億円	338億円	<ul style="list-style-type: none">・紅茶飲料等日本製の優位性が高い製品に注力（台湾）・リサイクルペットボトルの流通規制への対応（台湾）・砂糖税・物品税の運用変更への対応（UAE）

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・輸出を実施する者として、数社を目指す検討
- ※引き続き、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす

3. 加工・流通施設の整備

- ・労働生産性向上を図り国際競争力を確保するため、省人化機械等の導入・整備
- ・輸出先国の衛生管理の規制に対応するため、HACCP対応施設の導入の措置を推進

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・大手メーカーがそれぞれの強みを活かして、販路を開拓することが基本。一方、業界共通事項については、（一社）全国清涼飲料連合会が中心となって対応
- ・輸出先国の既存添加物（色素、香料等）の輸入規制の情報共有
- ・大手会員企業の共通する輸出ノウハウを団体内で共有し、業界全体の底上げを図る



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	202億円	465億円	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドを活用し、日本の菓子の美味しさ、美しさ、パッケージのかわいさといった強みを発信 ・輸出商品における食品添加物（天然色素）の使用規制の緩和（団体内で各国添加物使用規制の情報共有と対応策の検討） ・キャンデー、チョコレート、ビスケット等の輸出向け商品ラインの整備、包装技術（賞味期限の長期化等） ・新商品の開発 ・日系の小売業者を通じた販売 ・現地の大手・中小小売店、コンビニ等と連携した試験販売・PR
香港	59億円	117億円	<ul style="list-style-type: none"> ・民主化デモの沈静化による需要の回復
中国	42億円	105億円	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の輸入停止措置の解除による10都県の輸出再開 ・入店料（棚代）の高額化に関する業界内の情報共有
米国	25億円	63億円	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料（部分水素添加油脂）規制に対応した原材料開発 ・米国では必要ない多品種小ロット、過剰包装の解消による製造コストの削減 ・各社商品の輸送の混載化の推進 ・大手小売店と取引のある米国商社との関係構築 ・FDAによる査察情報の共有
その他	76億円	180億円	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾の輸入停止措置の解除による輸出再開 ・韓国の不買運動の沈静化による需要回復 ・タイの原材料（部分水素添加油脂）規制に対応した原材料開発。 ・豪州の原材料（乳製品）規制の緩和 ・コロナ禍で停止しているEUHACCPの監査再開

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・輸出を実施する者として、（一社）全日本菓子輸出促進協議会とその会員企業20社を中途に検討。※引き続き、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす

3. 加工・流通施設の整備

- ・FSSC22000等の食品安全管理規格の取得に向けた、HACCP対応施設を整備
- ・国際競争力を強化するため、輸出向け商品ラインの施設を整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・（一社）全日本菓子輸出促進協議会（昭和34年～、46企業と3（チョコレート、ビスケット、チューインガム）団体）が中心となって、ECやデジタルプロモーションを積極的に活用した見本市・展示会への出展・輸出EXPOの商談会等に参加
- ・輸出先国の食品添加物（天然色素）の輸入規制等の情報共有
- ・会員企業の共通する輸出ノウハウを団体内で共有し、業界全体の底上げを図る

ソース混合調味料

1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	360億円	850億円	<ul style="list-style-type: none">・カレー、マヨネーズ、ドレッシングの輸出拡大に特に注力。カレーについては、日本式カレーの普及。マヨネーズ・ドレッシングについては、日本製の強み（おいしさ、繊細さ等）を活かす・輸出商品における畜肉エキス、食品添加物等の使用規制の緩和・輸出向け商品ラインの整備（輸出先国の規制に対応した専用ライン等）・海外の小売店と連携したPB商品開発による大ロット輸出（新商品開発支援）・ECやデジタルプロモーションの積極的な活用、及び実店舗との連携
米国	75億円	173億円	<ul style="list-style-type: none">・日本食向け需要を基本としつつ、業務用・家庭用ともに現地の類似商品との違いを明確にした商品設計を行い需要拡大・ベジタリアン・グルテンフリーのラインナップの充実・米国食品安全強化法への対応
中国	15億円	42億円	<ul style="list-style-type: none">・日系スーパー等を活用し、現地の調理法に合わせた使用法を提案するなど、業務用需要拡大を基本としつつ家庭用需要を開拓・強化・中国の輸入停止措置の解除による該当地域からの輸出再開
E U	30億円	82億円	<ul style="list-style-type: none">・日本食レストラン向け需要拡大を強化しつつ、家庭用需要の販路を開拓・ベジタリアン・グルテンフリーのラインナップの充実・日本特有の食材（ゆず、山椒等）を使用した商品認知度の向上を促進・EUHACCP、混合食品規制への対応
その他	240億円	553億円	<ul style="list-style-type: none">・日本式カレー等の日本食の認知を向上させ、レストランメニュー等外食需要から販路を拡大・台湾の輸入停止措置の解除による該当地域からの輸出再開

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・輸出を実施する者として、数社を目指し検討
- ※引き続き、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす

3. 加工・流通施設の整備

- ・労働生産性向上を図り国際競争力を確保するため、省人化機械等の導入・整備
- ・輸出先国の衛生管理の規制に対応するため、HACCP対応施設の導入の措置を推進

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・大手メーカーがそれぞれの強みを活かして、販路を開拓することが基本。一方、業界共通事項については、全日本カレー工業協同組合、全国マヨネーズ・ドレッシング類協会が中心となって対応
- ・マーケットインによる商品開発やグルテンフリー、ビーガン、ハラル対応商品開発に関する情報共有
- ・輸出先国の畜肉エキス、既存添加物（色素等）等の輸入規制の情報共有
- ・大手会員企業の共通する輸出ノウハウを団体内で共有し、業界全体の底上げを図る

味噌・醤油



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	115億円	231億円	<ul style="list-style-type: none">・味・品質で海外産との差別化・日本食文化とともに我が国の多様な味噌・醤油を世界に発信。味噌については、第2の醤油を目指す・日本食レストランを中心に、現地ニーズに合わせたラーメン、煮込み料理、炒め物などのレシピの充実・普及
米国	23億円	50億円	<ul style="list-style-type: none">・ミレニアル世代と呼ばれる若い世代や健康志向の者向けの高品質な商品需要の取り込みを拡大・強化・醤油市場が成熟しつつあることから、我が国の多様な醤油を紹介し、深掘り
中国	11億円	26億円	<ul style="list-style-type: none">・富裕層向けを基本に、日本食レストランや現地小売店のほか、子供を持つ若い世代や女性層などの健康志向の者の需要の取り込みを拡大・強化・中国の輸入停止措置の解除による10都県産（味噌の主産地が含まれる）の輸出再開
その他	81億円	155億円	<ul style="list-style-type: none">・醤油については、豪州の現地小売店、健康志向の者向けの高品質な商品需要の取り込みを拡大・強化・味噌については、日本食レストラン等業務用需要を基本に、日本の味を好む若年層などの需要の取り込みを拡大・強化・味噌・醤油の知名度の定着と家庭用向けの利便性・簡便化商品の販売を強化（特に味噌）・ハラール認証団体から認証を受けたハラール商品マーケットを拡大。・台湾の輸入停止措置の解除による5県産の輸出再開

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・輸出を実施する者として、味噌は10産地、30社、醤油は20産地、40社を目指し検討
- ※引き続き、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす

3. 加工・流通施設の整備

- ・労働生産性向上を図り国際競争力を確保するため、省人化機械等の導入・整備
- ・輸出先国の衛生管理の規制に対応するため、HACCP対応施設の導入・整備
- ・ハラール認証取得のための製造ライン等対応施設の導入・整備

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・我が国は多様な味噌・醤油文化を有していることから、業界団体（全国味噌工業協同組合連合会（全味工連）や、日本醤油協会及び都道府県組合）と連携して地域や種類毎にその特色を前面に押出しながらPRし、アミノ酸文化圏（東南アジア、東アジア）向け、家庭用、業務用等ターゲット別にアプローチ
- ・全味工連を通じた味噌JASの策定による輸出先国での味噌等の地位を確立
- ・多様な味噌・醤油の知名度向上のため、JFOODO、味噌ソムリエ、醤油ソムリエの活用
- ・調味料としての特徴・魅力を活かしたレシピ、調理デモを含めた海外及び国内での展示会、見本市及び店舗等でPR
- ・ECやデジタルプロモーションの積極的な活用と実店舗との連携
- ・有機味噌、有機醤油にも着目した取組を展開

清酒（日本酒）



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	234.1億円	600億円	<ul style="list-style-type: none">・EPA等による関税・輸入規制の撤廃、地理的表示の保護の早期の実現に向けて交渉を継続・日本食レストランや日系スーパーでの取扱いを更に拡大するほか、非日系市場にも浸透を図る・国際的イベントを活用した情報発信や、酒蔵ツーリズムを活用したインバウンド需要の拡大により、認知度向上に取り組む・ユネスコ無形文化遺産登録に向け、保存・活用体制の整備などの検討を加速・地理的表示やブランド化の推進による商品の高付加価値化・市場調査を実施し、各国・地域の嗜好やニーズを把握・商社・卸と製造者のマッチング等を通じた販路拡大
米国	67.6億円	180億円	<ul style="list-style-type: none">・現地生産の清酒の流通状況等も踏まえ、高付加価値商品の輸出拡大を目指す・ラベル承認手続の簡素化に向けて交渉を継続
中国	50.0億円	130億円	<ul style="list-style-type: none">・原発事故に伴う輸入規制措置の撤廃に向けた交渉を継続・市場調査の結果も踏まえた上で、地域ごとに戦略を定め、高付加価値化や販路拡大の取組を進める・RCEPによる関税の段階的撤廃を追い風とし、輸出拡大を推進
香港	39.4億円	110億円	<ul style="list-style-type: none">・輸出単価が高い傾向にあることを踏まえ、より高付加価値な商品の輸出拡大を図る・地域の情報発信拠点であることを踏まえ、周辺国・地域への波及も意識した販路開拓・認知度向上に取り組む
E U・ 英国	14.2億円	40億円	<ul style="list-style-type: none">・英国・フランス・ドイツを中心に、周辺国への波及も意識した販路開拓・認知度向上に取り組む・EUにおける酒類消費の約3割を占めるワインの流通ネットワークの活用を検討
台湾	13.6億円	40億円	<ul style="list-style-type: none">・輸出単価が低い傾向にあるため、ブランド化の取組を推進・主要国・地域の中でも高い関税（20%）の引下げ交渉を継続・原発事故に伴う消費者の懸念を払拭すべく、安全性をPR
シンガポール	8.6億円	20億円	<ul style="list-style-type: none">・東南アジアの情報発信拠点であることを踏まえ、周辺国への波及も意識した販路開拓・認知度向上に取り組む
その他	40.7億円	80億円	

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・輸出（年間1KL以上）を実施する者の目途として、700者

3. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・主要国際空港における訪日外国人を対象とした試飲によるPRや、酒造りの文化的価値の発信など、政府と協力して認知度向上に取り組む
- ・大規模展示会等の場を活用し、情報発信や事業者の販路拡大の取組を支援
- ・団体が海外に設置するサポートデスクを活用し、現地市場の情報収集や情報発信、事業者の販路拡大の取組を支援

ウイスキー

1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	194.5億円	680億円	<ul style="list-style-type: none">・大手メーカーを中心に民主導で順調に輸出を伸ばしている・EPA等による関税・輸入規制の撤廃、早期の実現に向けて交渉を継続・中小事業者をターゲットとした販路開拓を支援・原酒の確保という課題について、事業者や事業者団体の取組をサポート
EU・ 英国	55.3億円	200億円	<ul style="list-style-type: none">・IWSC等の影響力が大きい国際的なコンペティションが開催される英国やフランス等を中心に、中小事業者の販路開拓を支援
米国	54.0億円	190億円	<ul style="list-style-type: none">・日米貿易協定に基づくラベル承認手続の簡素化や容量規制の撤廃に向けた交渉を継続
中国	25.3億円	90億円	<ul style="list-style-type: none">・近年輸出が急増している中国において、更なる輸出拡大に向け、原発事故に伴う輸入規制措置の撤廃に向けた交渉を継続・RCEPによる関税の段階的撤廃を追い風とし、輸出拡大を推進
台湾	12.8億円	50億円	<ul style="list-style-type: none">・ウイスキーに対する注目度が高まっている台湾市場において、その勢いを取り込むべく、特に中小事業者の販路拡大や認知度向上に取り組む・原発事故に伴う消費者の懸念を払拭すべく、安全性をPR
その他	47.1億円	150億円	

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・輸出（年間1KL以上）を実施する者の目途として、25者

3. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・日本洋酒酒造組合において、表示に関する自主基準を策定し、国内外の消費者の適正な商品選択に資することで消費者の利益を保護し、品質の向上を図ることで、日本産ウイスキーの信頼性を高め、一層の輸出拡大につなげる
- ・原酒の確保という課題について、対応策の検討を進める

本格焼酎・泡盛



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	15.6億円	40億円	<ul style="list-style-type: none">・EPA等による関税・輸入規制の撤廃、地理的表示の保護の早期の実現に向けて交渉を継続・清酒（日本酒）と比較して諸外国での認知度が低いため、国際的イベント等を活用した情報発信や、酒蔵ツーリズムを活用したインバウンド需要の拡大による認知度向上が喫緊の課題・市場調査を実施し、各国の嗜好やニーズ、日本酒等とは異なる販路を踏まえた、認知度向上・販路開拓に取り組む・ユネスコ無形文化遺産登録に向け、保存・活用体制の整備などの検討を加速・地理的表示やブランド化の推進による商品の高付加価値化・事業者に対して輸出意識の啓発を行い、輸出の機運を醸成
中国	5.3億円	15億円	<ul style="list-style-type: none">・原発事故に伴う輸入規制措置の撤廃に向けた交渉を継続・市場調査の結果も踏まえた上で、地域ごとに戦略を定め、高付加価値化や販路拡大の取組を進める・ウイスキー等の蒸留酒の流通ネットワークの活用を検討・RCEPによる関税の段階的撤廃を追い風とし、輸出拡大を推進
米国	3.8億円	12億円	<ul style="list-style-type: none">・日米貿易協定に基づき、米国市場における日本の焼酎を取り扱うための免許要件の緩和のほか、ラベル承認手続の簡素化や容量規制の撤廃に向けた交渉を継続・バー・レストランでの消費拡大に向け、関係団体と連携し、バーテンダー等をターゲットとした情報発信を通じて、販路開拓・認知度向上に取り組む
台湾	0.7億円	2億円	<ul style="list-style-type: none">・主要国・地域の中でも高い関税（40%）の引下げ交渉を継続・原発事故に伴う消費者の懸念を払拭すべく、安全性をPR
その他	5.8億円	11億円	

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・輸出（年間1KL以上）を実施する者の目途として、140者

3. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・主要国際空港における訪日外国人を対象とした試飲によるPRや、酒造りの文化的価値の発信など、政府と協力して認知度向上に取り組む
- ・大規模展示会等の場を活用した、情報発信や事業者の販路拡大の取組を支援
- ・団体が海外に設置するサポートデスクを活用し、現地市場の情報収集や情報発信、事業者の販路拡大の取組を支援

別表 2

輸出に対応する加工・流通施設の整備目標

項目	内容（輸出先国等）	件数 (2020年)	件数 (2025年)
牛肉処理施設	米国、EU、香港等	15	25
	台湾、シンガポール等	25	40
豚肉処理施設	シンガポール、タイ等	8	13
食鳥処理施設	香港、シンガポール、EU等（正肉輸出）	3	10
鶏卵農場・処理施設	シンガポール、米国	12	20
農產物流通・加工施設	輸出先国のニーズに応じた加工、品質管理等への対応	48	120
木材加工施設	米国、中国、韓国、台湾等	5	25
水産加工施設	米国	484	760
	ベトナム	718	1,040
	中国	1,554	1,850
	EU	83	135
食品製造施設	国際認証取得（ISO22000、FSSC22000、JFS-C）	2,219	4,500
水産物产地市場	EU	1	4
卸売市場	HACCP 対応化	1	4
	大ロット化	1	9

※ 牛肉処理施設及び水産加工施設の件数は、一施設で複数の国・地域の認定を受けているものを含む。